**専門業務型裁量労働制に関する協定書**

株式会社○○○○（以下「会社」という。）と株式会社○○○○従業員代表□□□□は、労働基準法第38条の３に基づき裁量労働に関して、次のとおり協定する。

（対象従業員）

第 条　本協定は、次に掲げる従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。  
○○業務に従事する者

（専門業務型裁量労働の原則）

第 条　対象従業員に対しては、会社は業務遂行の手段および時間配分の決定等につき具体的な指示をしないものとする。ただし、従事する業務の決定および内容等についての指示ならびに職場秩序および施設管理上の指示はこの限りではない。

２　従事する業務を完遂するために、取引先および社内関係者とのコミュニケーションを円滑にできる勤務体制（出退社時間管理）を取らなければならない。

（労働時間の取扱い）

第 条　対象従業員が、所定労働日に勤務した場合は、１日9時間労働したものとみなす。

　　２　所定労働時間を超えて勤務したものとみなされる時間に対しては、給与規程第○条の定めるところにより割増賃金を支払う。

（休憩・休日）

第 条　対象従業員の休憩・休日は就業規則に定めるところによる。

（休日労働）

第 条　対象従業員が休日に勤務する場合は、事前に会社に申請して許可を得なければならない。

　　２　対象従業員の休日労働に対しては、給与規程第○条の定めるところにより割増賃金を支払う。

（深夜労働）

第 条　対象従業員が深夜に勤務する場合は、事前に会社に申請して許可を得なければならない。

　　２　対象従業員の深夜労働に対しては、給与規程第○条の定めにより割増賃金を支払う。

（従業員の健康及び福祉の確保）

第 条　対象従業員の健康と福祉を確保するために、次の措置を講ずるものとする。

（1）対象従業員の健康状態を把握するために次の措置を実施する。

イ　所属長は、入退室時のＩＤカードまたはタイムカードの記録により、対象従業員の在社時間を把握する。

ロ　対象従業員は、２ヵ月に１回、自己の健康状態について所定の「自己診断カード」に記入の上、所属長に提出する。

ハ　所属長は、ロの自己診断カードを受領後、速やかに、対象従業員ごとに健康状態等についてヒアリングをおこなう。

（2）使用者は、１の結果をとりまとめ、産業医に提出するとともに、産業医が必要と認めるときには、次の措置を実施する。

イ 　定期健康診断とは別に、特別健康診断を実施する。

ロ 　特別休暇を付与する。

（3）精神・身体両面の健康についての相談室を総務部に設置する。

（苦情の処理）

第 条　会社は、対象となる従業員からの苦情等を適切に処理するため、次の手続に従い、対応するものとする。

（1）裁量労働相談室を次のとおり開設する。

イ　場所　 総務部

ロ　開設日時　 毎週○曜日○時　～○時

ハ　相談員 総務部担当者

（2）取り扱う苦情の範囲を次のとおりとする。

イ　裁量労働制の運用に関する全般の事項

ロ　対象従業員に適用している評価制度、これに対応する賃金制度等の処遇制度全般

（3）相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努めるとともに、必要に応じて実態調査をおこなう。

（記録の保存）

第 条　会社は7条及び前条により講じた措置の内容を記録し、本協定の期間及び期間満了後  
３年間保存するものとする。

（有効期間）

第条　本協定の有効期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの３年間とする。

　　年　　月　　日

株式会社○○○○

代表取締役 　　 　　　印

従業員代表 　　 　　　印